

新潟県条例第40号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6号の表35の項を次のように改める。

35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき 13,100円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に13,100円を加えた額） (1) 新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）第23条第1項に掲げる手数料の額 (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、新潟県建築基準条例第24条第1項に定める手数料の額
			(2) 新築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 共同住宅等の総戸数（以下「総戸数」という。）が5戸以内のものについては、24,800円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、229,500円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、289,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円
			(3) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良	1件につき

		住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。)が一戸建てである場合	18,400円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、建築確認等手数料額に18,400円を加えた額)
		(4) 増築又は改築をしようとする住宅(新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。)が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円

別表第6号の表35の項の次に次の1項を加える。

35 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 新築をしようとする場合	1件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、24,800円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、229,500円
--------------	---	-----------------------------	-----------------	--

				(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、289,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円
		(2) 新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の増築又は改築をしようとする場合		1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円

別表第6号の表36の項を次のように改める。

36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき 6,500円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、建築確認等手数料額に6,500円を加えた額）
			(2) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、12,400円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、18,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、29,500円

く。)の申請に対する 審査		(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、45,800円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円
	(3) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき 9,200円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に9,200円を加えた額）
	(4) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円

別表第6号の表36の項の次に次の1項を加える。

36 の	長期優良住宅の普及の促進に関する法	区分所有住宅に係	(1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定
---------	-------------------	----------	--	--

2	律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		<p>による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、12,400円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、18,700円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、29,500円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、45,800円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円</p>
			(2) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合	<p>1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円</p>

別表第6号の表37の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表38の項の次に次の1項を加える。

38 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規	長期優良住宅容積率特例許		1件につき	160,000円
--------------	-----------------------------	--------------	--	-------	----------

定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	可申請手数料	
-------------------------	--------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る改正後の別表第6号の表36の項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「改正前長期優良住宅法」という。）第8条第1項
長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）	長期優良住宅建築等計画
同法	改正前長期優良住宅法
6,500円	6,100円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項	改正前長期優良住宅法第8条第2項
12,400円	11,900円
18,700円	18,300円
29,500円	29,100円
45,800円	45,400円
68,600円	68,200円
114,700円	114,300円
144,600円	144,200円
163,900円	163,400円
9,200円	8,700円
17,300円	16,800円
26,800円	26,400円
43,000円	42,600円

67,400円	67,000円
101,600円	101,100円
170,800円	170,400円
215,600円	215,200円
244,500円	244,000円